

委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。
- ・ 印の会議が前回委員会（7/12）以降のものであります。

1 委員会

（1）提言とりまとめ以降の状況

運営会議

- 1/24：運営会議
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 3/10：運営会議
- 4/18：運営会議
- 5/10：運営会議
- 6/ 2：運営会議
- 6/27：運営会議
- 7/23：運営会議
- * 8/26：運営会議

委員会

- 1/17：第16回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：第17回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。
テーマ別部会の設立決定。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/24：第18回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 3/27：第19回委員会：テーマ別部長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- 4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- 5/16：第21回委員会：住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- 6/20：第22回委員会：テーマ別部会の状況報告、説明資料（第2稿）に関する河川管理者からの説明と意見交換、今後の進め方
- 7/ 3：ダム（大戸川ダム、天ヶ瀬ダム等）現地視察
- 7/ 4：対話集会に関する検討会（注1）
- * 7/12：第23回委員会：テーマ別部会の状況報告をもとにした、説明資料（第2稿）に関する意見交換

7/22：委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)

7/24：現地視察(川上ダム等)

8/ 1：現地視察(丹生ダム等)

注1：対話集会に関する検討会の開催

第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見・関心のある委員と河川管理者で検討会を開くことが決まった。

(河川管理者からの要望：「第21回委員会(5/16)にて確定した提言別冊に記載している対話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテーマへの意見を伺いたい」)

(＊は13頁以降の「結果報告」「結果概要」または「行程表」を参照下さい)

(2) テーマ別部会の設立について

第18回委員会(1/24)においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第19回運営会議(2/6)にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会(2/24)にて決定された。

(3) 委員の追加、退任について

2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員3名が退任。

3/27：本人の希望により、委員1名が退任。

環境経済学(委員退任に伴う補充のため)を専門とする委員1名と行政法(補強のため)を専門とする委員1名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員1名が住民参加部会に所属を追加。

6/20：3/27に新しく就任された、行政法を専門とする委員1名の淀川部会への所属を追加。

(4) 今後の予定

9/ 5：第24回委員会

9/27：運営会議

9/30：第25回委員会

10/17：運営会議

10/29：第26回委員会

2 琵琶湖部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 1/29：第21回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」および一般意見聴取・反映に関する意見交換
- 5/19：第22回琵琶湖部会：説明資料および具体的な整備内容シートについてテーマ別部会での検討を参考にした意見交換
- 5/25：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- 6/10：第23回琵琶湖部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)およびダムに関する説明資料について意見交換
- 7/9：第1回琵琶湖部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換。途中、2班(ダム、水位)に分かれての意見交換も行った
- 7/18：第24回琵琶湖部会：説明資料(第2稿)について各検討班からの報告と意見交換予定
- 7/19：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会2」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、一般傍聴者1名の意見発表、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- *8/7：第2回琵琶湖部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/25：第25回琵琶湖部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/30：琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会3」：公募による発表者から意見発表と質疑応答、傍聴者も含めた全員での意見交換

(*は13頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

作業部会および検討体制の設立

第23回琵琶湖部会(6/10)にて、今後、部会としての意見を取りまとめるにあたり、作業部会を設置することが決定した(作業部会リーダー：中村委員)。また部会后、中村リーダーを中心に打ち合わせを行い、作業部会は、全部会委員を「ダム」「水位」「連携」の3つの検討班を設置して検討することが決定した。

ダム：丹生ダム見直し案について、湖中・湖底環境等広く評価する上で管理者に求める検討課題の整理・提示。管理者が検討すべき現行案とは異なった代替案あるいは代替的考え方について整理・提示。

水位：水位調整と生態系の関係等について上下流の治水、利水への影響も踏まえた検討

連携：他省庁、県などとの連携のあり方、代替的な社会・水システムの考え方の反映方法、直轄以外の事業との整合性の担保、その他幅広い視野を取り込んだ検討課題を整理し、具体的提案を整理する。

< 検討班メンバー >

検討班	担当委員（ は班長、 は副班長）
ダム	寺川、 仁連、 江頭、 川端、 倉田、 宗宮、 藤井、 松岡、 水山
水位	西野、 川端、 井上、 嘉田、 川那部、 小林、 松岡、 三田村、 村上
連携	嘉田、 藤井、 井上、 仁連、 松岡、 村上

リーダーの中村委員は全体調整のため、検討班メンバーには入っていません。

意見募集の実施

5/22～5/31：説明資料（第1稿）の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等

6/10～7/15：説明資料（第2稿）について、前記検討班別に意見募集

7/20～7/31：論点の再整理、新しい論点の検討、第2稿について各自担当箇所についての意見

8/8～8/18：追加意見の募集、意見提出のなかった項目について再度意見募集

（3）今後の予定

9/24：第26回琵琶湖部会

10/23：第27回琵琶湖部会

（注：10/11～10/14のいずれかに変更の可能性有）

3 淀川部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

6/7：第5回淀川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

6/26：第6回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について意見交換

7/5：第21回淀川部会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

7/28：現地視察（木津川筋の魚道）

8/2：第7回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

8/7：第8回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

*8/22：第9回淀川部会検討会：部会とりまとめに向けた意見交換

8/26：第22回淀川部会：部会とりまとめに向けた意見交換

8/30：琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会

（*は13頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

部会意見とりまとめに向け、第7回淀川部会検討会(8/2)にて、第5回検討会(6/7)で決定した分担を見直し（一部統合）、以下の班に分かれてとりまとめを進めることとなった。

検討班	担当委員（：班長）
木津川、川上ダムに関連する事業	原田委員、大手委員、川上委員、谷田委員、榊屋委員、
桂川に関連する事業	田村委員、塚本委員、田中委員、渡辺委員、和田委員
宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業	今本委員、田中(真)委員、寺田委員、榊屋委員、山本委員、和田委員、(寺川委員)
淀川本川に関連する事業	有馬委員、荻野委員、小竹委員、紀平委員、榎村委員、(細川委員)

1：()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

2：8/26に桂川に関連する事業検討班の班長が事情により渡辺委員から田村委員に交代

意見募集の実施

6/7～8/2：説明資料（第1稿）、（第2稿）を精読し、分担箇所の論点、意見を整理して提出

8/2～：検討班の分担を上記の通り一部統合、再編成し、分担箇所について意見募集

(3) 今後の予定

9/16～9/23（日程調整中）：淀川部会、または検討会

10/5～10/14（日程調整中）：淀川部会、または検討会

4 猪名川部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

6/18：第4回猪名川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

*7/1：第18回猪名川部会：説明資料(第2稿)について河川管理者との質疑応答をもとに委員間で意見交換

*7/22：委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)

*8/6：第5回猪名川部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

9/2：第19回猪名川部会：部会とりまとめに向けた意見交換予定

(*は13頁以降の「結果報告」「結果概要」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第4回猪名川部会検討会(6/18)において、とりまとめのリーダーを田中(哲)委員とし、以下の分担に従って論点や意見を整理することとなった。

< 役割分担 >

担当箇所	担当委員
狭窄部(銀橋)の治水対策	田中(哲)委員、畚野委員
余野川ダムの見直し案	池淵委員、本多委員、森下委員
下流部分の事業 (環境、治水、利用を総合的に)	畑委員、細川委員、松本委員、矢野委員
一庫ダムの運用	池淵委員、本多委員、矢野委員
その他(説明資料に追加すべき対策、事業に関する検討)	畑委員、服部委員

リーダーは田中(哲)委員

意見募集の実施

6/10～6/16：説明資料(第1稿)、整備内容シート(第1稿)について、今後部会として検討すべき事項等に関する意見募集

6/19～6/25：上記役割分担に従い説明資料(第2稿)に関する河川管理者への質問を募集

7/10～8/3：説明資料(第2稿)についての部会としての上記担当箇所を中心に意見案募集

(3) 今後の予定

未定

5 環境・利用部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

3/ 8：第1回環境・利用部会　：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/27：第2回環境・利用部会　：前半、自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。

4/10：第3回環境・利用部会　：説明資料に関する意見交換（検討班別）

4/17：第4回環境・利用部会　：説明資料に関する意見交換（全体）

5/29：第5回環境・利用部会　：説明資料(具体的な整備内容シート含む)について意見交換

6/17：環境・利用部会ゾーニングに関する検討会（注）

7/ 8：第1回環境・利用部会検討会　：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

* 8/25：第6回環境・利用部会　：部会とりまとめに向けた意見交換

注：第5回環境・利用部会（5/29）において、自然環境保全の目標を達成するための「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで議論が分かれたため、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理、部会意見案を作成して、次回部会にて検討することとなった。

（*は13頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 検討班の設立

第1回環境・利用部会（3/8）において、短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班（自然環境、水質、利用）を設置することが決定した。

<検討班メンバー>

自然環境：川端委員（リーダー）、西野委員（サブリーダー）、江頭委員、紀平委員、小林委員、田中（真）委員、谷田委員、寺川委員、松岡委員、吉田委員、鷲谷委員

水　　質：宗宮委員（リーダー）、川上委員、田中（哲）委員、寺西委員、中村委員、原田委員、三田村委員、矢野委員、和田委員

利　　用：榎屋委員（リーダー）、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、楨村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員

(3) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

6/20の第22回委員会終了後、宗宮部会長（水質班リーダー）、西野自然環境班サブリーダー、榎屋利用班リーダーが今後の進め方等を相談された結果、下記の分担に従い、とりまとめて進めることが決まり、次回部会（7/8）までに説明資料（第2稿）を精読し、部会意見とすべき意見案を提出することとなった。

役割分担

< 自然環境班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
土砂	2.1.5、4.2.5、5.2.5	江頭委員、谷田委員、紀平委員
生態系	2.1.6、4.2.6、5.2.6	川端委員、松岡委員、田中(真)委員
景観	2.1.7、4.2.7、5.2.7	小林委員、寺川委員、
生物の生息・生育環境	2.1.8、4.2.8、5.2.8	鷺谷委員、吉田委員、西野委員
その他	2.1.1~2.1.4、4.2.1~4.2.4、 5.2.1~5.2.4	自然環境班全員 (もし意見があれば)

< 水質班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
水位 水量	2.1.2、4.2.2、5.2.2 2.1.3、4.2.3、5.2.3	田中(哲)委員、中村委員
水質	2.1.4、4.2.4、5.2.4	川上委員、寺西委員、原田委員、 三田村委員、矢野委員、和田委員

< 利用班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
とりまとめ	-	榎屋リーダー
水面	2.4.1、4.5.1、5.5.1	井上委員、山本委員
河川敷	2.4.2、4.5.2、5.5.2	有馬委員、細川委員、山村委員
舟運	2.4.3、4.5.3、5.5.3	服部委員、横村委員
漁業	2.4.4、4.5.4、5.5.4	倉田委員、渡辺委員

なお、宗宮部会長は説明資料（第2稿）に新たに項目立てされた「維持管理（2.5、4.6、5.6）」に、河川環境の管理に関する記述を入れるとするとどうすべきか、を中心に検討するため、上記役割分担には含めない。

意見募集の実施

~3/27：説明資料（第1稿）について、論点案やその論点に対する意見募集。また、第1回部会（3/8）資料3-3について、提言と（第1稿）との対照、抽出についても、不備、不足の点を募集

3/27~4/10：説明資料（第1稿）、整備内容シート（第1稿）について、具体的な提案、課題・問題のなる事項等について意見募集

4/10~7/3：説明資料（第2稿）について、担当箇所について部会としての意見案を募集

7/22~7/31：宗宮部会長より、「部会とりまとめ（案）」を具体的に表記するために下記について意見募集

- 1．環境・利用にかかわるマスタープランについて
- 2．環境・利用にかかわる地域指定（ゾーニング）について
- 3．第5章

(4) 今後の予定

未定

6 治水部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

3/ 8：第1回治水部会　：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/27：第2回治水部会　：説明資料に関する意見交換

4/10：第3回治水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

4/14：第4回治水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

6/ 7：第1回治水部会検討会　：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

6/28：第2回治水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換

*7/ 7：第3回治水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換

8/25：第5回治水部会　：部会とりまとめに向けた意見交換

(*は13頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第1回部会検討会(6/7)において、意見とりまとめのリーダーを江頭委員とし、進め方はリーダーに一任することが決定した。

後日、リーダーおよび部会長の検討により、意見募集に際して検討項目および事業別に担当委員が決められた。

意見募集の実施

～3/27：提言をベースとして、「説明資料(第1稿)審議のポイントとなる点」「審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点」などの観点で重要な論点、論点に関する意見を募集

6/7～6/26　：説明資料(第1稿)について、分担の各事業について実施・検討の妥当性、留意点、内容を意見募集

8/8～8/21　：説明資料(第2稿)に対する治水部会意見書(第23回委員会(7/12)資料2-2)に関する修正、増強意見。および整備内容シート(第2稿)について「実施」「検討」にあたっての課題について意見募集

(3) 今後の予定

9/8～9/12(日程調整中)：治水部会、または検討会

7 利水部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/ 8：第1回利水部会　：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/27：第2回利水部会　：説明資料に関する意見交換
- 4/14：第3回利水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 6/ 7：第1回利水部会検討会　：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/28：第2回利水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 7/ 7：第3回利水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/ 2：第4回利水部会検討会　：河川管理者からの説明および意見交換
- *8/22：第5回利水部会検討会　：河川管理者からの説明および部会とりまとめに向けた意見交換
- 9/ 2：第4回利水部会　：部会とりまとめに向けた意見交換予定

(*は13頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

第1回利水部会検討会(6/7)において、次回検討会(6/28)までに説明資料(第1稿)および(第2稿)(6/20の委員会提出予定)を精読し、追加・修正すべき内容、部会で議論すべき項目等について整理し、意見を提出することとなった。

< 検討項目および分担 >

検討項目	担当委員
水需要の抑制(節水や雨水利用の促進を含む)	寺田委員、仁連委員
環境流量	榎屋委員、村上委員
今後の水供給力に関する考え方	寺川委員
水需要の精査確認にあたっての考え方	細川委員、槇村部会長代理
用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理	荻野委員
農業用水に関する水利用実態把握の方向性	荻野委員
既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性	池淵部会長、寺川委員
渇水対策全般(水需要管理協議会等の組織を含む)	池淵部会長、川上委員、(塚本委員)

()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

意見募集の実施

- ~4/14：今後、実施すべき「水需要管理」の具体的な内容について意見募集
- 6/7~8/18：説明資料(第2稿)を精読し、分担部分について追加、修正すべき内容、議論すべき項目等を整理、意見募集
- 8/18~8/22：中間意見書案(第23回委員会(7/12)資料2-1)への意見募集

(3) 今後の予定

未定

8 住民参加部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

2/24：第1回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換

3/27：第2回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換

4/11：第3回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換

4/18：第4回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換

5/27：第5回住民参加部会：説明資料に関する意見交換

7/ 4：第1回住民参加部会検討会：説明資料(第2稿)について意見交換

7/31：作業部会(展開班)

8/ 4：作業部会(展開班、実践班)

8/11：作業部会(実践班)

*8/20：第2回住民参加部会検討会：説明資料(第2稿)について、各検討班からの報告、および意見交換

8/28：第6回住民参加部会：部会とりまとめに向けた意見交換

(*は13頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 追加提言とりまとめに向けた作業部会の設立

2/24開催の部会において、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言(提言030117版の別冊)は、一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に提出することとなった。作業部会の会議には前記メンバー以外の委員も参加可能。

(3) 意見とりまとめの進め方

リーダーの決定および検討班の設立

7/4開催の第1回検討会において、部会としての意見とりまとめに向けて、下記3つの班を設けて検討することが決定した。とりまとめリーダー山村委員、サブリーダー荻野委員。また、各班で議論すべき論点を検討し、その結果を次回部会検討会にて部会全体で議論することとなった。

検討班	担当委員(:班長、 :副班長) とりまとめリーダー：山村委員、サブリーダー：荻野委員
理念班	田村委員、 畑委員、嘉田委員、山村委員、米山委員
実践班	塚本委員、 田中委員、荻野委員、寺田委員、藤井委員、三田村委員
展開班	川上委員、 村上委員、有馬委員、小竹委員、本多委員、松本委員、(山本委員)

()内は、7/4部会検討会に他部会より参加された委員。

意見募集の実施

3/27~4/11：意見提出分担に従い、説明資料(第1稿)に対する「この事項、内容について、

このような記述追加または検討が必要」「このように変更した方が良い」などの意見募集

4/11～5/27：説明資料（第1稿）検討の論点に関する意見も含めて再募集

5/27～6/4：説明資料（第1稿）への部会としての意見に追加・修正すべき内容も含めて引き続き意見募集

8/6～8/18：展開班に対して、川上班長とりまとめ(案)について意見募集

8/8～8/18：理念班に対して、田村班長とりまとめ(案)について意見募集

(4) 今後の予定

9/18(予定)：住民参加部会、または検討会

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 運営会議 >

第 27 回運営会議 (2003.8.26 開催) 結果報告	14
--------------------------------	----

< 委員会 >

第 23 回委員会 (2003.7.12 開催) 結果概要 (暫定版)	15
-------------------------------------	----

< 琵琶湖部会 >

第 2 回琵琶湖部会検討会 (2003.8.7 開催) 結果報告	19
----------------------------------	----

< 淀川部会 >

第 9 回淀川部会検討会 (2003.8.22 開催) 結果報告	20
----------------------------------	----

< 猪名川部会 >

第 18 回猪名川部会 (2003.7.1 開催) 結果概要 (暫定版)	21
--------------------------------------	----

委員会・猪名川部会合同現地視察 (余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)

(2003.7.22 開催) 行程表	27
--------------------	----

第 5 回猪名川部会検討会 (2003.8.6 開催) 結果報告	28
----------------------------------	----

< 環境・利用部会 >

第 6 回環境・利用部会 (2003.8.25 開催) 結果報告	29
----------------------------------	----

< 治水部会 >

第 3 回治水部会検討会 (2003.7.7 開催) 結果報告	30
---------------------------------	----

< 利水部会 >

第 5 回利水部会検討会 (2003.8.22 開催) 結果報告	31
----------------------------------	----

< 住民参加部会 >

第 2 回住民参加部会検討会 (2003.8.20 開催) 結果報告	32
------------------------------------	----

開催日時：2003年8月26日（火） 10:00～12:10

場 所：ぱるるプラザ京都 4階 研修室3

参加者数：委員8名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長）、河川管理者2名

1 検討内容および決定事項

意見書とりまとめについて

とりまとめの体制

・運営会議の下部組織として作業部会を設ける。意見書に関する議論を運営会議（作業部会メンバーも参加）で行い、議論内容をもとに作業部会が案を作成する。なお、意見書に関する議論を行う運営会議は委員傍聴可とする。

・作業部会リーダーを今本委員とし、メンバーは各部会から1～3名の候補者を決定した。候補者にメンバー就任の内諾をとり、9/5の委員会にてメンバーを確定する。

意見書の構成

・項目別に意見を並べると主要なポイントが伝わらなくなるため、始めに主要課題と意見を挙げ、後にその他の意見を述べる。各部会から主要な課題と意見の案を出してほしい。（委員長）

とりまとめのスケジュール

意見書とりまとめに向けて、以下のスケジュールで部会、作業部会の開催を予定する。

- | | |
|-------------|---|
| 9/5 | ・委員会開催。各部会からのとりまとめ報告と原案（案）の説明。 |
| 9/8～26 | ・各部会（または検討会）開催。原案（案）を踏まえ、とりまとめの修正および主要な課題と意見について議論する。 |
| 9/27 | ・運営会議（10:00～15:00 予定）開催（作業部会メンバーも参加）。各部会のとりまとめ及び主要意見について議論する。 |
| 9/28～29 | ・作業部会が、運営会議の議論を受けて意見書素案を作成する。 |
| 9/30 | ・委員会（16:00～19:00）開催。意見書素案を審議する。 |
| 9/30～10/7 頃 | ・意見書素案に対する意見募集を行う。 |
| ～10/16 | ・作業部会が委員会の議論、委員意見等を踏まえ、意見書案を修正する。 |
| 10/17 | ・運営会議（10:00～17:00 予定）開催（作業部会メンバーも参加）。意見書案を審議する。 |
| 10/18～10/28 | ・作業部会が、運営会議の議論を受けて、意見書案の最終修正を行う。（できるだけ委員に事前発送する） |
| 10/29 | ・委員会（10:00～13:00）開催。意見書案を審議し、意見書を確定する。 |

第24回委員会（9/5）進め方について

- ・原案（案）の説明を60分、質疑応答と意見交換を50分行う。途中、休憩を20分とる。
- ・各部会からのとりまとめ報告は、地域別部会各10分、テーマ別部会各5分とする。
- ・意見書とりまとめの進め方に関する意見交換を20分行う。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2003 年 7 月 12 日（土） 13：35～16：55

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海 1～3

参加者数：委員 34 名、河川管理者 23 名、一般傍聴者 207 名

1 決定事項

- 河川管理者より要請のあった対話集会のテーマおよびファシリテーターの推薦の件について、どのように回答するか、運営会議に一任する。

2 審議の概要

第 22 回委員会以降の状況報告

庶務より、資料 1「委員会および各部会（提言とりまとめ以降）」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

説明資料（第 2 稿）の検討についてテーマ別部会での議論をもとにした意見交換

テーマ別部長より、資料 2-1、2-2 をもとに各テーマ別部会からの報告がなされた。最初に、環境・利用部会および住民参加部会から議論内容が報告された後、意見交換が行われ、次に休憩を挟み、治水部会および利水部会も同様に報告後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

河川管理者からの要請に対する回答について（対話集会およびファシリテーター）

庶務より、資料 4「河川管理者からの要請に対する回答について」を用いて本回答作成までの経緯や内容について説明が行われた後、委員長および委員長代理より、「1 決定事項」の提案が行われ、了承された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」を参照。

河川管理者から配付資料について

具体的な整備内容シート（第 2 稿）と参考資料 2-1「河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」に関する自治体への説明・意見収集状況：河川管理者からの提供資料について、資料の読み方や位置付けについて説明が行われた。

3 主な意見

説明資料（第 2 稿）の検討についてテーマ別部会での議論をもとにした意見交換

テーマ別部長より、資料 2-1、2-2 をもとに各テーマ別部会からの報告がなされた。最初に、環境・利用部会および住民参加部会から議論内容が報告された後、意見交換が行われ、次に休憩を挟み、治水部会および利水部会も同様に報告後、意見交換が行われた。

住民参加部会からの報告に関する主な意見交換

< 社会的合意について >

- ・委員会、関係住民、自治体の合意をもって社会的合意が得られ、客観的に認められたとするという河川管理者の考え方について、委員会としてこれでいいのか、確認しておきたい。また、住民対話集会で対立した意見が流域委員会で合意を見た場合、それは社会的合意が得られたと言うことになるのか、河川管理者にお聞きしたい。

どういう状況が社会的合意なのか、現段階では明確にはなっていない。というよりも、社会的合意のラインは引けないのではないかと考えている。とにかく今は、地域住民、自治体、流域委員会と様々な議論を積み重ねていこうと考えている。(河川管理者)

100%の完全な合意はあり得ないことを前提にすべきだ。さまざまな意見の中で、どの意見が重要なのかを判断する能力を河川管理者は身につける必要があるだろう。また、合意を見なかった場合に粘り強く対話を続けることも大事だ。

対象とする問題によって合意の仕方は変わってくるため、今の段階で社会的合意は何か、対立した場合にどうするか、は決められないのではないかと考えている。

参考資料 1 に、川上ダムの地元が翻弄されながらダムを受け入れてきた経緯について意見が寄せられている(382-1)。このような意見は、住民参加や意見聴取を考える際にとっても重要になってくるので、国土交通省も計画責任者として、このような資料を自ら提出して頂きたい。

- ・関係者が合議して合意文書が結ばれたとしても、それだけで合意が完了したとは考えないで頂きたい。表面には出てきていない意見も多くあるので、より幅広く、柔軟性を持って合意形成に取り組んで頂きたい。

環境利用部会からの報告に関する主な意見交換

< 整備の目標、マスタープランについて >

- ・河川管理者としては、説明資料(第2稿)の第4章で、河川環境整備の目標や考え方を示したつもりだ。環境利用部会が必要だとしている、具体的な内容を示した基本的な考え方(マスタープラン)とはどのようなものか。また、30年後のマスタープランを作成するという事は、最初から確定的な計画をつくるのではなく、モニタリングとフィードバックを行いながら順応的にやっていくというこれからの河川整備の考え方と矛盾していないか。(河川管理者)

2、30年後の河川環境の目標像とそこまでにどのようにもっていくのか、という計画書的なイメージが必要だと考えている。

説明資料(第2稿)では、家棟川や淀川の豊里地区等の個別の箇所でのモニタリングが記載されているだけだ。こういったピンポイントの保全で、水系全体の生態系を回復できるのかを危惧している。マスタープランとして、淀川水系全体でのモニタリングの方向性を示して欲しい。

瀬戸内海環境保全基本計画や、ドイツやアメリカでの河川流域におけるマスタープランを参考にして、環境利用部会から具体的に提言したいと思っている。

河川管理者に注文するだけではなく、委員会がマスタープランの具体的な中身を提案していかなければ議論が深まらない。

30年先のビジョンやマスタープランを考えるときには、30年前から現在まで続いている拡大路線の延長線上で整備計画をつくるのか、それともそこから抜け出すのかがわかるマスタープランとする必要がある。

環境利用部会でマスタープランについて議論を深めて、具体的に意見を出して頂きたい。(委員長)

治水部会からの報告に関する主な意見交換

- ・第2稿には水源地の森林の保水効果に関する記述がない。森林の洪水時の保水能力については意見が分かれているが、やはり、これを評価して、整備計画に反映して頂きたい。

100年の計で考えるべき問題が環境にはある。森林もその一つ。特に森林土壌は現在も劣悪な状態にある。国土保全、土砂流出防止等の様々な観点から、森林保全に取り組むべきだ。

森林の保全については賛成だが、整備計画が主に対象としている大雨に対しては、森林によって洪水を制御できるような貯留効果はないと考えている。

- ・第2稿では、整備の優先度をどう考えるかについて触れられていない。整備の優先度については、予想される被害の程度に応じて、地域住民の方々にも良く理解してもらいながら検討していくのが、あるべき姿だと思っている。

流域委員会では、大規模な貯留施設や地下河川についての議論があまりできていない。今後、経済的なバランス面からも検討していくべきだ。

利水部会からの報告に関する主な意見交換

- ・河川管理者は許可水利権に対して、どのような法的根拠によって料金を設定しているのか。また、水の使用量に応じて料金が幾何級数的に高くなっていくといった経済的な手法によって、許可水利権における節水が可能なかどうか、お聞きしたい。

河川管理者のエンドユーザーである水道事業者に対する料金体系は、逡増になっている。また、利水占有料については、各自治体が条例によって設定している。(河川管理者)

- ・利水や治水の整備のレベルを既往最大規模の渇水や洪水の解消を目標として進めて、本当に流域対応が育っていくのか疑問に思っている。ソフトによる対策を育てるためには、一生の間に2、3回程度の渇水や洪水を経験する必要があるのではないか。

数十年に一度の洪水や渇水を受容できる地域をつくっていくという考え方は賛成だ。あえてそれを社会として選択するかどうかということが問題だが、危険や不便を地域社会として合意して受け入れていくというのは河川法の本質であったし、地球規模の問題にも関わってくることなので、この問題を意識して整備計画を作成頂きたい。

- ・ダムや堰を一切操作しない場合の淀川水系全体の水資源の実力がどれくらいのものな

か、検討して頂きたい。

河川管理者からの要請に対する回答について（対話集会およびファシリテーター）
庶務より、資料4「河川管理者からの要請に対する回答について」を用いて本回答作成までの経緯や内容について説明が行われた後、委員長および委員長代理より、「1 決定事項」の提案が行われ、了承された。その際に出された主な意見は次の通り。

- ・ファシリテーターの役割はあくまでも議論の進行役と論点整理にある。リストに挙げられている名前を見る限りでは、検討会の委員の中でファシリテーターに対する共通認識ができていないのではないかと心配している。
- ・河川管理者は、住民意見の聴取反映に関する流域委員会の提言を参考にして、説明資料の住民への説明会を実施しているが、その中で気が付いたことや不備だった点等を流域委員会にフィードバックして頂きたい。
- ・ファシリテーターは1人ではなく、利水、河川敷、ダム等の分野によって複数のファシリテーターが必要だ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、以下の発言があった。

- ・大津放水路の2期区間の整備について、説明資料(第2稿)には記述されていない。大津市では、放水路の完成に合わせて様々な河川整備を進めていく必要があり、堤防のない地域では、大津放水路が完成してはじめて安心できる。大津放水路の全区間の整備を強く要請したい。
- ・河川管理者には、銀橋を開削した場合の下流への影響や状況の変化に関するデータを委員会に提出して頂きたい。開削も検討の1つの可能性として、説明資料には記述されているが、具体的な検討がないまま、余野川ダムの計画が進んでしまうのではないかと懸念している。
- ・これまでの河川管理者の説明を聴いている限りでは、河川管理者が流域委員会の提言をきちんと理解しているとは思えず、とても不安だ。流域委員会終了後も検討を続けるための仕組みが必要だ。

また、滋賀県より、冊子『頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方』に関して「氏名が明記されていないので、誰の意見なのかわからない。また、県の代表であり、河川管理者でもある知事の質問に対しては相応の対応をして欲しい」との意見が述べられ、委員長より「対応については運営会議で検討させて頂きたい」との趣旨の返答があった。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2003年8月7日（木） 17：30～20：00

場 所：京都弁護士会館 地階 大ホール

参加者数：委員8名、他部会委員1名

1 決定事項

- ・次回琵琶湖部会（8/25）に提出する検討班としてのとりまとめ案は、各検討班のとりまとめと本日の議論の結果および委員からの意見をもとに、中村リーダーを中心に作成し、その後、各委員に検討を依頼する。
- ・具体的な整備内容シート（第2稿）への意見募集（7/31締切）について、意見が出ていない内容については再度担当委員に意見を求める。

2 検討内容

）説明資料（第2稿）の検討について

各検討班（ダム、水位、連携）の論点のとりまとめ（第24回琵琶湖部会資料2-2）および資料2-1「具体の整備内容シートに関する意見の整理」をもとに、資料2-1の「（3）調査検討の基本方針に関わる意見」の論点についての審議や問題点の整理、部会としての意見とりまとめにむけての全体としてのトーン（どのような形でどこまで強く言うのか等）や方向性の確認を行った。

主な意見交換の内容は、「整備内容シートの治水の部分に対する琵琶湖部会としての意見の出し方」「他省庁との連携等についてどこまで踏み込んだ意見を出せるか」「高時川の堤外地の対策」「ダムの目的」「ダムの代替案の検討」「整備計画の内容に優先順位」等。

）今後の予定について

次回部会（8/25）までの作業として、上記「1 決定事項」の通り決定した。なお、中村検討班リーダーより、とりまとめ案の作成にあたり、委員に分担をお願いする可能性があるが、その際には協力してほしいとの要請があった。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003年8月22日（金） 13：30～17：20

場 所：カラスマプラザ21 中ホール

参加者数：委員15名（うち1名は部会長の要請により参加） 他部会委員1名

1 決定事項

- ・8/26の淀川部会には、今日の議論をふまえて班長が修正した各班のとりまとめ案を提出する。併行して、淀川関連の整備内容シートへの意見を募集する。これについては、8/30に行う班長会議にて議論する。

2 検討内容

説明資料（第2稿） 具体的な整備内容シートについての意見交換

資料3-1「各検討班のとりまとめ（案）」を用いて、各班長からとりまとめの内容について説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

木津川、川上ダムに関連する事業検討班のとりまとめについて

- ・川上ダムがない場合に、ダムの効果をソフト対策等でどう代替していくのかという視点で意見を述べる方がわかりやすいのではないか。

- ・利水に関する記述は再検討した方がよい。これでは「水需要ありき」で考えているように思われる。水需要抑制について議論している利水部会のとりまとめとも合わない。

- ・魚道がなくても魚が上り下りできる川が大事。また、渇水時でも機能する魚道が必要等、記述について再検討したほうがよい。

桂川に関連する事業検討班のとりまとめについて

- ・「（1）全般的な問題について」には、「総合的な検討が必要」と記述されているが、具体的な内容がよくわからない。すでに河川管理者は総合的に検討しているのではないか。

- ・日吉ダムは大戸川ダムと密接な関連があるため、大戸川ダム検討班と調整する必要がある。

- ・ソフト対策によって、流域で浸水被害にどう対応していくかについても記述すべき。

宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業検討班のとりまとめについて

- ・瀬田川の河道掘削の継続実施についての妥当性を認めているが、これでよいのか。

瀬田川の掘削の継続実施は、すでに半分は掘削されており、掘削を止めると流れも偏るのでよくない。事業を継続することによるデメリットが浮かばなかった。

淀川本川に関連する事業

- ・説明資料では、上水の取水がないことを理由に汽水域への水上バイク利用の移設について記述されているが、汽水域の河川環境への影響を考慮すれば、「全面禁止」にまで踏み込むべきではないか。

- ・既存の組織（淀川水面利用協議会等）の委員構成等についての再検討が必要。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003 年 7 月 1 日（火） 17：00～20：20

場 所：天満研修センター 205 ホール

参加者数：委員 10 名、他部会委員 1 名、河川管理者 12 名、一般傍聴者 79 名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会（提言とりまとめ以降）」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

河川管理者からの説明と委員との質疑応答

資料 2-2「河川管理者への確認事項」について、部会意見とりまとめのリーダーである田中委員から説明された後、猪名川部会として河川管理者に確認が必要と思われる事項について、質疑応答と意見交換が行われた。主な議論、意見は「3 主な意見」の通り。

委員から河川管理者への依頼事項

- ・余野川ダムと一庫ダムそれぞれの流域の降雨量が比較できるデータ
- ・大阪府営水道の利水安全度に関するデータ

今後の進め方について

7 月後半に現地視察も含めた検討会を実施することが確認された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

河川管理者からの説明と委員との質疑応答

資料 2-2「河川管理者への確認事項」について、部会意見とりまとめのリーダーである田中委員から説明された後、猪名川部会として河川管理者に確認が必要と思われる事項について、質疑応答と意見交換が行われた。

計画全体について

「実施」と書かれていないもの（精査確認、調査確認、見直し等）は全て「検討」に含まれることが確認された。

狭窄部（銀橋）の治水対策について

< 目標（既往最大規模の降雨に対する浸水被害の解消）について >

（委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容）

Q：S35 年の降雨は 4000 年に 1 度の確率であるが、そのような希有な降雨を目標とするのは過大ではないか。（ダムの必要性が大きくでる降雨パターンを採用しているのでは？）

A：S35 年の降雨は、既往最大の降雨であるとともに、現在の河道 + 土地利用状況で氾濫シミュレーションを行った場合に最も被害が大きくなる降雨となっているため、こ

れを目標としたいと考えている。(河川管理者)

Q : S35年の降雨は2山型波形(ピークが2回)で、非常に珍しいパターンの降雨であるが、目標として採用せざるを得ないのか。

A : 2山型波形の降雨は、昭和35年の降雨の他に、昭和28年にも小さな2山型の降雨が発生している。これらは、現実に猪名川流域で発生したものであり、今後もこういった降雨の可能性が考えられるため、昭和35年の降雨を目標として採用した。(河川管理者)

Q : 28年の1.2倍までは浸水はおこらないが1.5倍以上だと浸水がおこるなど、想定する雨量により被害が異なる。浸水被害の軽減を考える上で、一体どこに基準を置くのか。

A : 下流部においては、一定の流量を流すことを目標とするという従来の考え方ではなく、目標は定めずにいかなる洪水に対しても破堤による壊滅的な被害を回避することを目的としている。5/16の委員会で説明した昭和28年の洪水シミュレーションはあくまで一例として示しただけで、これを目標に整備を進めるわけではない。(河川管理者)

(主な意見)

- ・4000年に一度の降雨を対象にして治水対策を考えるのは、過大ではないか。検討が必要だ。
- ・S35年の降雨は、統計処理すれば4000年に1度の確率という希有な降雨になってしまうが、実際に経験したという意味では、既往最大降雨を目標とするのは理解できる。
- ・地域特性に応じた整備が必要だ。狭窄部上流部の浸水頻度が高いのであれば、狭窄部の疎通能力を向上させる一方で、万が一の場合に備えて、被害が大きくならないようなソフト対策を考えていかなければ、問題は解決しない。具体的にどの程度の降雨を対象とするかについて議論するときには、提言で「対象とする規模を決めない」としている点を考慮する必要があるだろう。
- ・雨の降り方や場所を考慮して、目標とする降雨の規模について議論する必要がある。いくら既往最大規模の降雨といっても、空間的に狭く、時間的にも集中した4000年に1回の降雨を目標とするのが妥当なのか、検討すべきだと思う。
- ・どの程度の被害であれば受け入れられるのかを狭窄部上流の住民と話し合って決めていく必要がある。委員会で目標を決めるのは無理ではないか。
- ・4000年に1回の降雨に対して狭窄部上流の浸水被害を解消するのは非常に難しいのではないかと。ただし、現実に降った雨なので無視することもできない。念頭に置きながら、できるだけ浸水被害を少なくするということを目標にして検討すればよいのではないかと。
- ・整備に必要なコストとその効果の関係を見れば、目標とすべき適切な降雨の水準が設定できるのではないかと。

<狭窄部の浸水対策について(ダム以外の代替案、ソフト対策)>

(委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容)

Q : 水田貯留についてどのような検討を行ったのか。その際の効果等を検討したデータがあれば示してほしい。

A：狭窄部上流にはたびたび浸水している水田があり、これらに貯留機能を求めることはできない。浸水実績がない水田（槻並川、大谷川地区）においては、地役権補償のために事業の長期化が予想される、日常の農作業に支障を来す、対象とする範囲が広大なため、降雨後の排水や日常の管理が困難、以上の理由により実施が困難なため、シミュレーションは行っていない。（河川管理者）

Q：各家庭への雨水マスの設置など、家庭で実施可能な対策は代替案として検討されたかどうか。代替案として採用していない理由を教えてください。

A：家庭で実施可能な対策を治水計画として担保するためには、流域全体である程度まとまった数を設置して、適正な管理を継続して実施する必要がある。これは非常に困難なため、今回は各家庭への雨水マスの設置などについては、検討は行っていない。（河川管理者）

（主な意見）

・水田やため池、雨水マスの設置について、実施できるかどうか評価してみるべきではないか。特に水田貯留は、地域の住民との連携や協力体制が整えば、大きな貯留効果が期待できる。狭窄部の上流地域では、そういった実験的な検討も可能ではないか。

水田貯留を行うために必要な管理はどういったものなのか、どれだけ費用がかかり、どれだけ効果が期待できるのか、そういった部分の実証的な積み上げを進めて頂きたい。

水田貯留は想定した効果が発揮できるか不確定な面が大きく、農業従事者に相当な負担をお願いしなければならないという点も考慮した上でご検討頂きたい。（河川管理者）

<狭窄部の開削について>

（委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容）

Q：どの程度の開削で効果が得られると考えているのか。費用はどの程度か。開削をすれば上流対策は不要か。また、開削した場合には、既往最大降雨による想定被害額 630 億は 0 になるのか。

A：5/16 の委員会でも説明したように、狭窄部の開削については、下流部の河川整備を実施した後に整備計画に位置付けるかどうかの評価を行いたいと考えている。また、狭窄部を開削すれば既往最大降雨による想定被害額がゼロになるかどうかについては、被害を解消するために見合うだけの開削を行えば、被害額はゼロになる。（河川管理者）

（主な意見）

・ダム見直し案の説明の中で、全ての対策を実施しても既往最大規模の洪水に対する多田地区の浸水被害は解消できないとの説明を受けた。やはり、浸水被害の解消を目的とするなら、狭窄部の開削も検討しなければならないのではないか。その場合、開削だけで浸水被害を解消できるのか。それとも、開削+他の対策で解消できるのか。

まずは下流の堤防強化整備を行い、その程度によって、開削の規模を考えていくことになる。まずは、開削しないことを前提に整備計画を考えているので、開削についての検討は行っていない。（河川管理者）

・整備の優先度はどうなるのか。開削以外の対策を先行し、その後に開削を検討するのか。それとも、開削も他の対策と同じレベルで検討していくのか。

狭窄部の開削は、狭窄部上流の浸水被害を軽減するための他の対策と同じレベルだが、検討は後になるということである。ダム案にしても遊水地案にしても、今すぐに事業化できるものではないので、時間的なズレが発生する。時間的なズレに関しては、現段階でははっきりとした回答はできない。(河川管理者)

対策によって熟度に差がある。ハード的な整備をすることなく協議だけで成立するものがあれば、すぐにでも協議を開始したいと思っている。(河川管理者)

・多田地区はこれからも開発が進む地域であり、このまま開発が続けば、浸水時の被害想定額が上がってしまう。まずは、今後30年の間に狭窄部を開削することは不可能だと地域の方に伝えて、想定される被害を抑える対策をできるだけ早く必要がある。

地域住民には、既往最大規模の降雨に対しては浸水被害を解消できないこと、下流の堤防強化が完了するまで狭窄部を開削もできないことを伝えて、ハザードマップを作成する必要がある。また、新たに住もうと思っている人たちに歯止めをかけるような仕組みも必要だろう。20～30年で対応可能な現実的な目標が必要ではないか。

余野川ダムの見直し案

<一庫ダムの利水容量の振り替えについて>

(委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容)

Q：5/16の委員会の説明では「余野川ダムは下流部の浸水被害を解消する効果がある」とされていたが、見直し後の余野川ダムの建設目的には下流部の治水対策も含まれるのか。含まれる場合、下流部の浸水被害解消についてダム以外の代替案の検討は行われたのか。また、箕面川ダムとの連携については検討されたのか。

A：見直し後の余野川ダムには治水対策も含まれている。下流部の浸水被害解消のための代替案の検討については、今後、ダム以外の施設の周辺の自然環境への影響や事業費、効果等を検討して、余野川ダムに関する建設事業評価を行うことになる。また、箕面川ダムは箕面川沿川の洪水調節を目的としているが、流域面積が非常に小さく、猪名川本川の流量の低減効果も小さいため、連携は考えなかった。(河川管理者)

Q：一庫ダムの利水容量を余野川ダムに振り替える場合、余野川ダムに下流の治水効果を期待できるのか。

A：5/16の委員会の説明では、余野川ダムの治水効果については、利水容量の振り替えとは全く別の話として、現計画の治水容量1120万m³の場合に下流の浸水被害をどの程度軽減できるかについて説明した。(河川管理者)

Q：水利権者の了解無しに振り替えは可能なのか。振り替えに関して課題があれば教えて下さい。また、余野川ダムの利水分(振り替え分)の建設費はどこの負担になるのか。

A：利水者の了解なしに振り替えを行うことはできない。利水を振り替える場合には、利水者に迷惑をかけないように、振り替え量や利水安全度、費用負担を調整していく必要がある。ダム建設費は受益者負担のため、利水を振り替えた分は、治水分として河川管理者が負担することになる。(河川管理者)

Q：現時点での尼崎工業用水道の水需要の精査・確認と猪名川との関わりを説明してほしい。

A：尼崎工業用水道は、淀川水系で水源開発されている量として、約 3m³/s の水利権を有している。この水利権の更新時期が来ており、平成 15 年 2 月に水利権更新の申請書が提出された。この申請書には、近年の湯水状況等を勘案する中、今後 1 年間の検討を行い、改めて申請したいとあり、これを受けて更新期間 1 年の暫定的な更新という形で処理されている。1 年の検討を経て、その結果が減量となった場合には水利権量を減量することになる。ただし、このときに水資源施設をどうするのかについては、利水者が安全度等を考えて判断していくということになる。検討の結果、以前と同等の水利権量を保有する必要がないとなった場合に、利水の転用という話が出てくる。ここで猪名川との関わりが出てくる可能性がある。(河川管理者)

(主な意見)

- ・一庫ダムの利水 0.4m³/s を大阪府営水道に振り替えることも代替案の一つではないか。この場合、一庫ダムの利水 0.4m³/s を利用している池田市と豊能町に納得してもらうための運用上の調整だけで対応できるのではないか。
大阪府営水道の利水安全度は十分ではなく、振り替えを行えば利水安全度が低下するので難しいだろう。(河川管理者)

< 社会的合意、有効性判断の客観性について >

(委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容)

Q：説明資料には、余野川ダムの有効性が記されているが、この判断が客観的である、ということをごどのように判断するのか。

A：社会的合意や有効性判断の客観性は、委員会、自治体、住民に意見を聴きながら河川整備計画を策定することで実現されると考えている。(河川管理者)

(主な意見)

- ・社会的合意の基準は地域の住民や団体が納得できるものでなければならぬだろう。住民参加部会で検討を行って、誰もが納得できるような社会的合意の基準について検討する必要があるのではないか。

社会的合意を得るために、流域委員会、住民説明会、自治体への説明会を実施している。これらを続けていくことが、社会的合意を得ていくことだと考えている。100%の合意は不可能だと思っているが、努力を続けていきたいと思っている。(河川管理者)

整備計画が策定されることで社会的合意が実現されると考えているのであれば、流域委員会の過半数の人間がおかしいと思う施策が整備計画に記述されることはないということなのか。

我々としては、流域委員会、住民、自治体の三者とのやりとりを考えており、その三者がそれぞれ違うことを言うことは想定していない。三者が皆「おかしい」という意見であれば、それは整備計画には書けないだろう。(河川管理者)

流域委員会が完全に社会から遊離していない限りは、委員会がおかしいと言った内容は盛り込めないだろう。(河川管理者)

流域委員会が河川管理者に対して「こういう検討をしてください」等の意見を言っていて、社会的合意に達するような整備計画にしていくことが流域委員会の使命だろう。

< 緊急堤防補強区間の考え方について >

(委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容)

Q : 猪名川流域における緊急堤防補強区間の選定基準と区間は？ (猪名川で留意すべき点等)

A : 説明資料(第2稿)の4.3.1の4)で「堤防補強を全川的に実施するためには、多額の費用と時間を要することから緊急に補強する区間を定める」とあり、さらに「(1) 下記の 及び の両方を満足する区間を原則とする」となっている。としては「(1) 既往最大洪水である、昭和58年13号台風等と同量の雨量が降った場合に想定される、河川の水位および継続時間、流速から判断して破堤の危険性がある区間」となっているので、猪名川については昭和15年の16号台風と同量の雨が降った場合を想定して、河川の水位、それから継続時間、流速から判断して、破堤の危険性のある区間と解釈している。としては、「破堤した時の背後地への被害影響の観点から、堤防が高いことおよび堤防に隣接して人家が密集している区間」ということで、猪名川においては、堤防のすぐそばに人家が連たんしているところと考えている。堤防補強延長について、現在精査中であり、整理でき次第記載する予定になっている。(河川管理者)

Q : 堤防強化策は区間ごとに異なるが、それらに見合う多様な強化策があるのか。堤防強化技術検討会で検討されていると聞いているが検討結果はいつ頃から出るのか。

A : 平成15年4月に設立された堤防強化検討委員会での審議の内容を踏まえて早急に決定したいと考えている。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から発言があった。

- ・近年、気象現象が大きく変化していることを真剣に考慮して頂きたい。災害が起きてから対策を立てるのではなく、災害が起きる前に対策を立てておくことが重要だ。
- ・水田を貯水池として利用すれば、水田で使用されている除草剤が河川に流入してしまう危険性がある。農作業の実際を考慮した上での検討をお願いしたい。
- ・命と財産を同列にして扱うのではなく、考え方やレベルを変えて対応するという発想も必要だ。
- ・治水に関してすべてを国土交通省に依存するのではなく、市民が意識を切り替えて自助努力や自己防衛をしていくといった意識の切り替えも重要だ。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

委員会・猪名川部会現地視察行程(案) (H15.7.22)

時間(予定)	乗下車地	内容等
09:20集合 09:30出発	JR福知山線 川西池田駅	
		(余野川下流部の状況) (北山川及びダムサイトの状況)
10:00 10:20	お立ち台 (余野川ダム貯水池の全景がわかる場所)	ダム計画及び、水没地と貯水池周辺の状況について説明
		(止々呂美地区の状況) (分派堰地点：分派堰の計画説明並びに、防災上必要な工事等について説明) (貯砂ダム予定地(田尻川)の状況)
11:20 12:10	一庫ダム	ダム及びダム周辺について説明 昼食、トイレ休憩 (新たな遊水地予定地付近、既設調整池の活用予定箇所) (多田地区の状況)
12:30 12:50	銀橋狭窄部	狭窄部の状況について説明 (狭窄部下流部の状況)
13:10 13:25	川西・池田地区(一連区間整備の完成等)	池田市木部町中の島地区の状況について説明
13:40 13:55	下加茂地区(横断形状の修復)	(河川公園の状況)
14:05 14:20	東久代地区(堤防補強 猪名川右岸8.6k)	
14:30 14:45	下河原地区(モニタリングの実施)	
15:05 15:20	空港川合流部(縦断形状の修復)	(猪名川・藻川分派点の状況)
15:35 15:50	大井井堰(縦断形状の修復)	
16:30 18:30	意見交換会	尼崎商工会議所 5F特別会議室
18:40頃	現地解散	

開催日時：2003年8月6日（水） 16:00～19:10

場 所：axビル 4階 アクスネット Aルーム

参加者数：委員8名

1 決定事項

- ・ 本日の議論、これまでに文書で頂いた意見をもとに、部会長、部会長代理、田中リーダーで猪名川部会としてのとりまとめ素案を作成し、8/20頃に各委員に意見照会を行う。集まった意見をもとに可能な範囲で修正し、9/2の部会に提出する。

2 審議の概要

委員会および他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会及び他部会の活動状況、7月22日（火）の猪名川流域現地視察の状況等について報告が行われた。

説明資料（第2稿）の検討について

資料2-1「猪名川部会とりまとめについて」をもとに、説明資料（第2稿）および具体的な整備内容シートについて意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

狭窄部（目標とする降雨規模の妥当性、決め方／浸水軽減策の考え方／開削を代替案とすることの是非）

- ・ 目標とする降雨について、既往最大といっても猪名川の場合は、他の狭窄部と比べて過大ではないか。他の狭窄部の水準に合わせる方が妥当なのでは。
- ・ 提言の考えを踏まえ、開削は最後の手段として考えるべき。

余野川ダム（環境に関する影響調査の方法、体制について等）

- ・ 狭窄部の浸水対策、一庫ダムの治水能力向上、余野川ダムについても、代替案の検討が十分ではない。
- ・ 資料2-1に記されている、「ダムについて別の委員会を設けて検討」を部会意見とする場合には、流域委員会との関係やメンバーも明確にしておくべき。

環境関連（猪名川の特性的反映／外来種対策／水質／高水敷きの切り下げ等）

- ・ 猪名川の特異性（開発が進んでいて保全すべき自然環境が残っていない、帰化率が高い、河川敷の利用率が高い）を踏まえた記述があるべき。

利用関連（ランド縮小の方向等）

治水関連（水田等の貯留能力維持／土地利用規制、誘導による対応等）

- ・ 水田の貯留能力の維持を言うのは良いが、その効果（大洪水には対応できないこと）も記述しておくべき。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003年8月25日（月） 9：35～12：25

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール淡海2・3

参加者数：委員16名、他部会委員1名、河川管理者13名、一般傍聴者166名

1 決定事項

資料2-1「環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）」について、修正すべき点や追加すべき事項があれば、意見を提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見、やりとりは次の通り。

「流域全体の目標」と「河川環境の統合的管理システム」について

・環境の目標については、説明資料（第2稿）に記述しているつもりである。より具体的な目標を示せ、ということか。（河川管理者）

今の表現をもっと明確に「目標」と分かるように記してほしい。（部会長）

・「統合的管理システム」とは具体的にどのようなことか。（河川管理者）

生態系の回復のためには、ピンポイントの回復だけではなく、エリア全体で回復していく必要がある。その意味で、モニタリングの結果等を集めて情報を統合するシステムを構築していくことが一番具体的で実現可能ではないか。

・個別事業の評価を全体的な視点で行うことについて、我々は説明資料（第2稿）に「整備計画の進捗を淀川水系流域委員会に報告する」と記している。この行為とどう違うのかが分からない。（河川管理者）

仮に流域委員会だとすれば、委員会にどのように情報が集められて、整備計画にフィードバックしていくのかについての記述が必要である。

分野別の意見について

・利用の項に「利用計画」との記述がある。説明資料（第2稿）では、川でしかできない利用以外の利用であるグラウンド等は縮小方向を基本方針としているが、地域のニーズが非常に高いので、一律に無くす、ということもできないため、個々の保全利用委員会をつくって判断していくとしている。この辺のお考えをお聞きしたい（河川管理者）

・これまで委員が出した個別事業に関する具体的な意見を取りまとめに反映して頂きたい。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者からの発言はなかった。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年7月7日(土) 13:30~16:40

場 所：京都リサーチパーク 2階 ルーム1

参加者数：委員10名、他部会参加委員2名 河川管理者24名

1 決定事項

- ・次回の部会は8/25に開催し、部会としての意見とりまとめ案を議論する予定。それまでに、メールやファクス等を用いて意見交換を行い、とりまとめを進める。

2 検討内容

他部会、委員会WGの状況報告

庶務より、資料1「委員会および各部会の状況」をもちいて、委員会及び他部会の活動状況等について報告が行われた。

説明資料(第2稿)の検討について

資料2-2「説明資料(第1稿)および(第2稿)等の治水部会に関連する部分についての論点、意見等」をもとに、各委員が河川管理者に確認しておきたい点、特に強く言っておきたい点などを発表し、それをもとに委員と河川管理者とで意見交換を行った。

<主な議論、意見>

- ・「塔の島地区の1500m³/s整備の必要性に疑問を感じる。S28年洪水時、宇治地区では1700m³/sが流れて破堤しなかったと聞いている。疎通能力をどの程度と考えるかが大きなポイントになるので、堤防強化によって越水しても破堤を回避できるようになれば、整備の内容が大きく変わってくるのではないか」との意見が出され、河川管理者より「S28年洪水時の塔の島地区の状況について整理する」との返答があった。

森林が河川に与える影響について

- ・「治水面への効果がある一方、水を溜めるので河川への流出量が減少する、など多面的に考える必要がある」「第2稿では、森林だけではなく、水田等、河川の外側でどんな変化が起きているのかを記述した方がよい」といった意見が出された。

ハザードマップ等による住民への情報提供について

- ・「ハザードマップの周知率が低すぎるのが問題」「作成・周知主体である自治体への河川管理者の関与の仕方を整理してはどうか」等の意見が出された。

狭窄部の治水対策の目標設定について

- ・「猪名川の狭窄部については目標が過大ではないか」「猪名川の上流はS35年洪水を、下流はS28年洪水を整備の目標としているのは、おかしい」との意見が出され、河川管理者より「狭窄部を開削しないので、狭窄部上流では既往最大規模の降雨を目標とした」「これまでの治水の考え方を転換しており、下流については従来のような目標を設定する考え方はしていない。治水効果を示すシミュレーションの前提条件として、S28年洪水を用いただけである」との返答があった。

ダム の 代替案について

- ・委員から「他との協議が必要であることを理由に代替案を検討から外すのは、提言の趣旨に反している」「穴開きダムや洪水時のみ水を貯めるダムなど、従来とは全く違った視点で考えるべき」等の意見が出された。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003年8月22日（金） 9：30～12：30

場 所：カラスマプラザ 21 8階 中ホール

参加者数：委員8名、河川管理者17名

1 決定事項

- ・ 本日の議論および各委員から寄せられた意見を元に、池淵部会長、楨村部会長代理、荻野委員にて意見書案を作成し、次回の利水部会（9/2開催）で意見交換する。

2 審議の概要

今後のスケジュールと審議の進め方について

- ・ 資料4「8月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について」をもとに、今後のスケジュール、および検討会の審議の進め方について説明が行われた。

説明資料(第2稿)、具体的な整備シートについての意見交換

）河川管理者からの説明と質疑応答

河川管理者より、資料2-3-1（利水事業者がダムから撤退するとの内容の新聞記事）、資料2-1（大阪府営水道、阪神水道企業団の水需要予測）、資料2-3-2「水利権量と計画最大取水量の比較一覧表」、資料2-2、2-2補足「寺川委員からの質問と回答」について説明が行われた。主に、以下の事項について説明、意見交換が行われた。

新聞報道についての説明（大阪府、阪神水道企業団に確認したところ、「最終決定はしていない」との返事があった、等）

水需要予測の方法について（予測の流れに大きな違いが無いのであれば、有収率や負荷率をどの程度とするかで大きく数値が違ってくる、等）

水利権の転用について（利水者間での調整や転用にどの程度河川管理者が関わるべきか、等）

）委員による意見交換

利水部会としての意見書とりまとめに向けて、委員による意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

- ・ 利水事業者から水需要予測が提出された際に、その内容に河川管理者がどこまで踏み込むべきかを部会として検討し、意見を言いたい。
- ・ 水需要管理という視点、利水事業の理念転換を、9月に提示される原案（案）には盛り込んでいただきたい。国土交通省が整備計画の中に考え方として示すだけでも、インパクトがあるはず。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003年8月20日（水） 13：30～17：00
 場 所：a x ビル 4階 アクスネット CDルーム
 参加者数：委員13名、他部会委員1名、河川管理者10名

1 決定事項

- ・ 山村リーダーと荻野サブリーダーが本日の各班報告を元に住民参加部会の意見書案を作成し、第6回住民参加部会（8/28開催）に提出する。庶務は、本日の検討会での意見を早急にまとめ、委員に送る。
- ・ 各委員は、8/22（金）までに、住民参加部会の意見書に記載すべき意見を提出する。
- ・ 各委員は、「社会的合意のあり方」に関する意見を提出する。
- ・ 8/28～9/4までに部会長、部会長代理、とりまとめリーダー・サブリーダー、各班リーダーの7人で作業部会を開催し、9/5の委員会に向けて、住民参加部会の意見書の最終調整を行う。
- ・ 第6回住民参加部会（8/28開催）にて、河川管理者より、対話集会に関する取り組みの現状について説明を行っていただく。

2 検討内容

委員会、他部会の状況報告

庶務より、資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会及び他部会の活動状況等について報告が行われた。

説明資料（第2稿）の検討についての意見交換

）住民との対話集会に関する河川管理者との質疑応答

住民との対話集会の取組みの現状や問題点に関して河川管理者と委員との質疑が行われた。河川管理者から、“対話集会については現在準備段階であり、具体的な取組みはまだこれからである”との説明があった。また、河川管理者に対して、対話集会の進行状況を逐次委員会や部会に報告して頂きたいとの要請があった。

）各班からの報告と意見交換

部会の意見とりまとめに向けて、各班から状況報告および意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・ 社会的合意のあり方について、部会として意見をまとめる必要がある。
- ・ 施策に対して、住民側から具体的な提案がなされる仕組み作りが必要である。
- ・ NPOには財政面で課題がある。行政の下請けになってはいけない。
- ・ 住民参加を組織化する場合は緩やかな連帯でないと続かない。

）次回部会について

次回の部会までの各委員の作業について話し合わせ、上記「1.決定事項」の通り決定した。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。